TE HOKKAIDO	ELES KENCHIKUSHI 2	20.05.No273	•
		5,	月号

## 目次

建築士の為の民法(債権法)改正入門…1		
新入会員紹介3		
令和元年度(2019年度) 高校生建築デザインコンクール 入選作品発表4		
青年・女性の窓6 [No.95 HOKKAIDO 建築士会 女性委員会]		
Coffee Break7		
information8		
LIDI http://www.b.ob.com/		

# 建築士の為の民法(債権法)改正入門

小鍛冶 貴 彦 (札幌支部) 司法書士·行政書士·社会保険労務士·一級建築士

債権法を中心とした民法改正が本年4月1日に施 行されました。

債権法については、明治29年の民法制定から、約120年にわたり実質的見直しがほとんど行われていませんでした。今回の改正では、約120年間の社会経済の変化への対応を図るために実質的ルールを変更する改正と、現在の裁判や取引の実務で通用している基本的なルールを法律の条文上も明確にし、読みやすくする改正を行っています。改正の項目は、200程度にわたり、全てに触れることは出来ませんが、会員の皆さんに関わりがある改正事項について取り上げていきたいと思います。

#### (1) 請負契約に関する改正

民法には契約の種類として売買など13種類の契約を定めていますが、建築に関わる契約で一番多いのは請負契約でしょう。まずは請負契約の改正を取り上げます。

# 1. 報酬

請負契約とは、請負人が仕事を完成することを約し、注文者が完成した仕事の結果に報酬を支払うことを約する契約を言いますが、請負の報酬は、完成した仕事の結果に支払うものとされ、中途解除されたるなどした場合、旧法では、中途解除された請負においても、注文者が利益を得られる場合には求わらにおいても、注文者が利益を得られる場合に応じた報酬の請求された例があります。そこで、中途の結果について報酬が請求され、紛争に発展するケースは少なくないことから、改正法では次のような条文が設けられました。

## (改正法の内容)

仕事を完成することができなくなった場合又は請負が仕事の完成前に解除された場合のいずれかの場合において、中途の結果のうち可分な部分によって注文者が利益を受けるときは、請負人は、その利益割合に応じて報酬の請求をすることが可能であるとした。

(注) 仕事未完成につき注文者に帰責事由がある 場合には、報酬の全額を請求できる。

# 2. 請負人の瑕疵担保責任

旧法において、請負契約における建物などの目的

物に瑕疵があった場合に請負人が瑕疵担保責任を負う規定がありました。その責任として注文者は、①補修の請求、②損害賠償請求、③契約解除をすることができると規定されていました。この規定につき「瑕疵」という用語は、「契約の内容に適合していないこと」を意味するものと解釈されることを踏まえて、規定を見直すべきとの指摘を受けてきました。また売買契約の瑕疵担保責任の規定の改正が行われました。とも踏まえて次のような改正が行われました。

#### (改正の内容)

- ①目的物が契約の内容に適合しない場合に、請 負人が担保責任を負うと規定
- ②その担保責任として、注文者は、補修等の履 行の追完、損害賠償請求、契約の解除、代金 減額請求をすることができると規定
- 3. 建物等の建築請負における解除権の制限の見直し 建物等の建築請負では、深刻な瑕疵があっても注 文者は、契約解除をすることができませんでした。

(建物建築は費用が高額で社会経済上の損失を考慮したものと言われています。)しかし現代においては、深刻な瑕疵があっても、解除できないのは、注文者にとってあまりに不合理ではないかとの説が多数となっていました。裁判でも建替費用相当額の損害賠償を認めており、解除制限は実質的に意味を失っていました。そこで次のような改正がなされました。

### (改正の内容)

建物等の建築請負における注文者の解除権を 制限する規定を撤廃

#### 4. 注文者の権利の期間制限の見直し

請負人の担保責任の追及には、旧法では、原則、目的物の引き渡し等の時から1年以内、建物等の建築請負では引渡しから5年以内、建物等が石造、金属造等の場合は引き渡しから10年以内の権利行使が必要とされていましたが、これについて瑕疵に気づかずに期間が経過してしまう恐れ、制限期間内に権利行使までするのは注文者の負担が重いとの批判があり、新法では次のとおり改正されました。

#### (改正の内容)

契約に適合しないことを知ってから1年以内 にその旨の通知が必要と改める。建築物等の例 外的取扱廃止。

#### (2) (準)委任契約に関する改正

建築における建築設計業務委託契約は、前述の民 法上の請負契約であるとする説、または同法上の準 委任契約であるとする説両論があります。そこで、 準委任契約が準用する委任契約の改正についても触 れておきます。

準委任契約は、法律上の行為でないことを相手方 に委託する契約です。(受任者は、委託を受けた業 務に対しその分野の専門家として通常負うべき注意 を払って業務を行えば法律上の義務を果たしたこと になり、仕事完成義務は負わないという点で請負契 約の請負人の義務との違いがあります。) 準委任契 約については、前述のとおり民法の委任契約の規定 が準用されますので、委任契約の改正について主な ものについて取り上げます。

## ①受任者がすでになした行為割合に応じた報酬に関 する規定の改正

旧法では、例えば準委任契約として建築設計を受 任した建築士が、業務途中で委任が終了したことに ついてその建築士に責任がない場合には既にした業 務割合に応じて報酬を請求することができました が、その建築士に責任がある場合は業務割合に応じ て報酬を請求することができませんでした。しかし、 建築士に責任がある場合にも、準委任事務の一部が 実施されたのであれば、既にされた準委任事務の実 施に対しては、実施された業務の割合に応じて報酬 を請求することができるのが合理的であると考えら れてきました。そこで次のような改正がなされまし た。

### (改正の内容)

委任者の責めに帰すことができない事由に よって委任事務の履行をすることができなく なった場合又は委任が履行の中途で終了した場 合には、受任者はすでにした履行割合に応じて 報酬を請求することができる。

# ②成果に対して報酬を支払う旨の合意がなされた場 合の規定の新設

実務においては、成果が得られなければたとえ委 任事務を履行したとしても報酬を支払わない旨の合 意をすることがあります。しかし旧法には、何らか の成果の達成が報酬支払の要件とされている場合の 規定がありませんでした。

そこで、新法では、委任において成果に対して報 酬を支払う旨の合意に関して、新たな規定を設けて います。

## (改正の内容)

委任事務の履行により得られる成果の引渡し を要するものである場合の報酬の支払時期につ いて、報酬は成果の引渡しと同時に支払わなけ ればならない。また、成果が得られる前に委任 者の責めに帰することができない事由によって 委任事務の履行ができなくなった場合について は、委任者の利益割合に応じて報酬を請求でき ることができるとしています。

#### (3) 債権譲渡に関する見直し

債権譲渡とは、債権者が債務者に対して有する売 掛金などの債権を、債権者が第三者に売買や担保提 供を目的に譲渡することを言います。例えばゼネコ ンから継続的に仕事を受注している下請会社が金融 機関から融資をうける際に、今後1年間に発生する 請負代金債権を担保として提供するような場合を言 います。

近時、債権譲渡による資金調達が、特に中小企業 の資金の調達方法として活用されることが期待され るようになりました。しかし旧法では、債権譲渡を 禁止する特約を締結することができ、資金調達を行 う際の支障になっていました。そこで次のような改 正が行われました。

#### (改正の内容)

譲渡制限特約が付されていても、債権譲渡の 効力は妨げられない。(預貯金債権除外)

#### (4) 事業用融資における第三者保証の制限

保証とは、債務者が債務の支払いをしない場合に、 これに代わって支払いをすべき義務のことをいいま

保証制度は、特に中小企業向けの融資において、 債務者の信用の補完や経営の規律付けの観点から重 要な役割を果たしてきました。その一方、個人的な 情義等から保証人となった者が、想定外の多額の保 証債務の履行を求められ、生活の破綻に追い込まれ る事例が後を絶ちません。そこで、次のような改正 が行われました。

### (改正法の内容)

事業用融資の保証契約は、公証人が予め保証 人本人から直接その保証意思を確認しなけれ ば、効力を生じない。ただし、このルールは次 のものには適用しない。

主債務者が法人である場合の理事、取締役、 執行役等、総株主の議決権の過半数を有する者 等、主債務者が個人である場合の共同事業者又 は主債務者が行う事業に現に従事している主債 務者の配偶者保証人になろうとする者が債務の 具体的内容を認識していることや、主債務者が 債務を履行されなければ保証人が保証債務を履 行しなければならなくなることを理解している かなどを検証し、保証契約のリスクを理解した 上で、保証人になろうとする者が相当の考慮を して保証契約をしているかを公証人が見極めた 上で、公正証書によって保証契約を締結するこ とになります。

以上民法改正のうちごく一部につき取り上げさせ ていただきました。改正の全貌については、法務省 のホームページに、わかりやすく掲載されています ので、参考にしていただければと思います。

> Aiworks合同事務所 副代表 小鍛冶貴彦

# 新入会員紹介ようこそ継続社会へ

ー緒に楽しいせ、学いせ、 そして発信しましょう!

# よろしくお願いします!

<u>大門</u> 浩之(札幌支部)

■勤務先・仕事内容:(株)北海道日建設計/意匠設計 ■入会年月日:2020年2月

■建築士会での活動:BIM推進特別委員会 ■建築士会入会のきっかけ:BIM推進委員からの勧誘



## 自己PR

この度入会しました大門浩之です。2018年の札幌支部ビールパーティーでドラムを叩いていましたので、お見かけした方も居るかもしれません。

私は、意匠設計の傍ら、2010年よりBIMを使い始め、社内のBIM推進役としての業務も行ってきました。建築士会との関わりで言えば2014年にBIM講習会でお話させて頂いたこともありました。

ここ数年は、BIMユーザー会の 北海道代表幹事や、大学でのBIM 演習の非常勤講師など、社外でのBIM関連の活動もしています。道内だけでなく、全国各地のBIMユーザーとの交流も多くなり、また、BIM先駆者達の変態的なBIMスキルや思考を目の当たりにして日々刺激を受けています。

そんな中、北海道建築士会でも BIM推進特別委員会が発足しました。私のこれまでの経験や人脈が 少しでも北海道建築士会の会員の 役に立つのであれば。。。と思い、 入会を決めました。

昨年、国交省の建築BIM推進会

加藤直哉(恵庭支部)



■建築士会での活動: 支部事業への参加 ■建築士会入会のきっかけ: 会員からのお誘い

# ■自己PR

ただいま

この度北海道建築士会に入会いたしました加藤直哉と申します。 大学卒業後の2015年4月に、ハ

になりました。

民間企業に勤めながら恵庭に通い、就職活動に励んでいたら縁あって2019年に地元の恵庭市役所から内定を頂き、今は教育施設課スタッフとして、学校施設等の供事をしており、情報に戸惑いながらも日本ない仕事に戸惑いながらいます。

先日、初めて建築士会恵庭支部 の総会に参加しご挨拶をさせて頂 きましたが、たまたま私の誕生日 と日程が被っており暖かい拍手も 頂き忘れられない行事になりました。今後は建築士会恵庭支部の活動等を通して、恵庭市に少しでも 恩返しができればと思います。

話は変わりますが、車が趣味できなりますが、車がでに行ったりますがに行ったりにたなったがいらいますがいらいることはまだかでおいいますがいますがいいたとまいまが、軽にお声かけいさいまが、軽におかけいさいでいる。どうぞよろしくお願いいたします。

# よろしくお願いします

藤田 楊子(函館支部)

■勤務先・仕事内容: (一財)函館市住宅都市施設公社/公営住宅の維持保全 ■入会年月日: 平成31年2月

■建築士会での活動: 女性委員会 ■建築士会入会のきっかけ: 会員からのお誘い

#### ■自己PR

はじめまして、昨年より建築士 会でお世話になっております、藤 田楊子です。

最近は仕事や勉強で忙しくあまり出掛けられていませんが、古い

店舗や住宅を再利用したカフェや 雑貨店へ行くのが楽しみです。家 具やお庭などにもこだわりのある 店舗が多く、楽しいだけでなく勉 強になるものばかりです。

昨年は全国大会の準備で忙し く、女性委員会ではあまり大きな



全国大会の道産材によるモニュメント

活動ができませんでしたが、今年は会員同士の勉強会や体験会を予定しており、今からとても々なしる。委員会の外でも様ってお動に参加していきたいと思ってもます。よろしくお願いいたします。



大懇親会の様子

# 令和元年度(2019年度)

# **校生建築デザインコンクール入選作品発表**

#### 「北海道子どもの国のパーゴラのある四阿」

「北海道子どもの国」の施設利用者のためのパーゴラを設置した四阿(あずまや)を設計してください。

「高校生建築デザインコンクール」は、次世代を担う建築 系高校生の「建築」に対する関心をより高めることを目的に、 北海道が平成8年より実施しており、道内建築系学科の高校 生から夢のあるユニークなデザインを募集して、毎年開催さ れています。北海道・日本建築家協会北海道支部・北海道建 築士事務所協会・北海道建築士会が共催し、今回で24回目の 開催となります。今年度は、砂川市「北海道子どもの国」内 に施設利用者のためのパーゴラを設置した四阿(あずまや)、 を設計課題として募集したところ、昨年を上回る10校169名 から148作品の応募がありました。

令和元年9月10日に選定委員会が開催され、この応募148 作品より、一次審査にて各選定委員10作品を投票。二次審査 は選出された10作品を各選定委員にて5段階評価し、その結 果を基に全体協議が行われ、厳正な審査の上、最優秀作品1 作品、優秀作品3作品、佳作4作品、特別賞2作品を選定い たしました。

最優秀作品賞は、実現可能なシンプルデザインでありなが ら、美しくかつ既存の緑地をうまく活用した作品であった、 「LOOP OASIS」北海道苫小牧工業高等学校 最上稜平さん、 佐藤柚輝さんが受賞されました。なお、最優秀作品賞のデザ インについては、現在計画中の設計に反映されるということ もあって、自分のアイディアが現実の建物になっていく喜び をきっと感じていただけるものと思われます。

> 高校生建築デザインコンクール選定委員 針ヶ谷拓己 (札幌支部)

# LOOP OASIS

北海道苫小牧工業高等学校 最上 稜平(3年) 柚輝(3年) 佐藤

#### □設計主旨

この四阿は、子供がこの敷地をキャンパスとして描くやわらかい曲線をイメージして設計しました。何にもとらわれず自由に描いた線は、既存の 花壇も取り込みました。中央に中庭を設けることで開放的な空間になり、光・風・自然を感じることができる空間になっています。空に浮かぶ円盤 のように軽やかな建物は、ここを訪れる人々の憩いの空間になって欲しいと思います。

#### □審査講評

敷地条件を適切にとらえ、広い空間をシンプルな構造体でまとめた実現性が高い作品である。 オーソドックスなデザインでありながらもとても美しく、既存の花壇をデザインに取り込む姿勢が高く評価された。



北海道小樽未来創造高等学校 本田 佳基(3年)

# **AMMONITE** ∀ turn

#### □設計主旨

公園の別空間を演出するために異物感をコンセプトに して設計しました。

建物に自然にない人工物を使用し、立面図で見たとき にドーム状にする事によって、洞窟感を演出しました。

平面図に黄金比を使用し、パーゴラを螺旋状に囲み光 の明るさを取入れやすくすることによって場に馴染ませ るよう空間演出しました。

今回は、それだけでは条件を満たさないので建物内に はテーブルとベンチを置いて休める場所を設けて、パー ゴラの周りをベンチで囲むことによって子供が走り回っ ているのを親が安心して見守れるスペースを作ることが 出来ました。

#### □審査講評

既存花壇の取り込みや、貝の様な屋根が連続性の中で 四阿からパーゴラに変わる美しいデザイン性が評価され



北海道名寄産業高等学校 和田 愛梨(1年)

# 屋根の上のちいさなひみつきち

#### □設計主旨

北海道子どもの国は、子ども・ペット連れの家族が多 く、休憩や遊びの空間として親しまれています。ここに 子ども達だけの特別な場所「ひみつきち」をつくること にしました。集まった子ども同士は「ひみつを共有する 仲間」として仲良くなり、交流を深められる場所にした いと思いこの四阿を設計しました。

高低差をつけた遊び心をくすぐられる断面計画や屋上 の積極的利用など、子どもの国の施設らしい面白いアイ ディアが評価された。



北海道苫小牧工業高等学校 村上拳志朗(3年) 茂地 柾宜(3年)

# YUTORINOBA

この四阿は、3つの丸太をイメージし、それに囲まれ るようにパーゴラをつくりました。丸太の大きさはそれ ぞれ違い、大きな丸太は、初めて合う人とコミュニケー ションが取れる場として、中くらいは、家族や友達同士で、 小さな丸太は、個の空間として思い思いに使用できます。

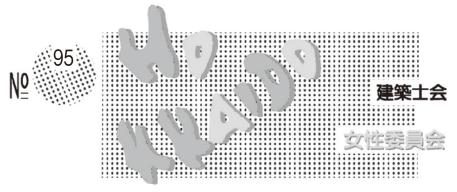
3つの丸太をつなげるパーゴラは広場となっており、 子供が遊んだり自由に使えます。このパーゴラに植物が 育ち緑で覆われ、例えば、秋にはぶどうが実り、それを 子供たちが収穫できれば楽しいと思います。

四阿とパーゴラの設計がテーマだったので、それぞれ をどのように考えるか難しかったですが、やわらかい曲 線でつなげることができ、やさしい空間にすることがで きたと思います。

#### □審査講評

3つの四阿をやわらかな曲線形状のパーゴラでつない だ全体的にまとまりのあるデザインが評価された。





# 循環する流氷のように ~生まれ変わるガラス~

和恵 (北見支部)

2019年11月30日道東Bブロック の活動として網走の流氷硝子館で ガラス制作・加工体験をしてきま した。

ここ流氷硝子館で主に使用する ガラス原料は、廃棄された蛍光灯 のリサイクルガラスです。日本の ガラス原料の多くは輸入に頼って いますが、流氷硝子館は地球環境 や温暖化問題などを考え、オホー ツクの地域リサイクル資源を活用 しようと、北見市留辺蘂町の野村 興産(株)イトムカ鉱業所からリサイ クル原料の廃蛍光灯ガラスカレッ ト(イトムカマテリアル)の供給 を受け、ガラス製作を始めたそ うです。流氷硝子館で製作する 廃蛍光灯リサイクルガラスを原 料とした製品を"エコピリカ" といい、「エコ」はエコロジー、「ピ リカーはアイヌ語で「正しい、美 しい」という意味が込められてい ます。

体験コースは3種類あり、私は 吹きガラスに挑戦しました。

色・形・模様の組み合わせを選 んでいるだけでワクワクしまし た。自分の番になり、一通り吹き ガラスのやり方の説明を聞いて、 前の人の様子もじっくり観察して いたし、子供でも体験できるのだ から、そこそこやりこなせるかと 思いきや、思っていた以上に暑く、 吹き竿は重く、肺活量も必要で、 もたもたしていると垂れてくるわ で、ほとんどサポート頼みでした が体験して改めて職人さんの技術 力に感心しました。



吹きガラス挑戦中!!

こちらでは、オリジナルオー ダーも制作していただけるので、 作品作りはプロにお任せすること にして、住宅の新築やリフォーム の時に表札やダイニングのペンダ ントライトなどonly oneをプラス できたら素敵ですよね。しかもリ サイクル原料で地球に優しく、ま た地域資源の活用でCO。削減に少 しでも貢献できるので最高ですね。

売店内には、オホーツク海の流 氷や雪などの自然をガラスで表現 した作品や、乾電池から出るマン ガンを利用したガラス製品「バッ テリーブラウン | というカラーの 作品など、食器からアクセサリー などたくさんの商品が並んでお り、どれも素敵で目移りしますが、 お気に入りの食器を見つけて、自 宅の食器棚に並べ、少しずつ増や していきたいなぁと思いました。



体験後はみんなでランチ

# 防災ワークショップ 「女性視点からの防災|を開催して **須藤志津子**(釧路支部)

釧路支部女性委員会では昨年下 旬から全3回の予定で、様々な立 場の女性に集まって頂き、被災時 に起きる問題点や、避難所で安 全・安心な生活をするために女性 視点からの意見交換の防災ワーク ショップを開催しました。

第1回目は令和元年11月30日に 参加者20名で、色々な立場の女性 達で防災に関しての意見交換(被 災した経験からの意見等)をして、 最後にグループ発表を行いました。



災害事例を説明

第2回目は令和2年2月8日に 参加者13名で、災害が起きた想定 での避難と避難所の運営について 話し合いました。その際釧路工業 高校の図面を使った「Doはぐ」 演習を通して、安心・快適な避難 所に必要なことを考えました。



「Doはぐ」のグループ発表

第3回目は前2回のワーク ショップの内容をまとめ、具体的 に「社会への提言」を検討する予 定になっております。

第1回、第2回と実施したワー クショップでは、看護師・高校生 等様々な方達に参加頂き、とても 有意義な内容となりました。

#### 旭川支部 10年間を顧みて

# 旭川支部事務局長 宮原 進



新型コロナウィルスの拡散が収 まらない状況が続き建築士会の活 動にも大きな影響が出ております が、幸いにも当支部関係者での感 染は現時点では確認されておりま せん。

皆様細心の注意を払って感染さ れませんようお願い申し上げます。 私事で大変恐縮に存じますがこ の度、3月末をもって建築士会旭 川支部事務局長を退任することに なりました。

建築士会事務局には平成22年5 月から事務局長として就任以来、 3年間のブランクがありますが トータル7年間の長きに渡り事務 局員や会員の皆様方に支えられ何 とか無事任務を果たすことができ ました。

就任した年の4月には北方建築 総合研究所が複雑・多様化する社 会の様々な要求に対応するため、 地方独立行政法人として生まれ変

わり旭川でその研究業務を始めま

その目的は地域にふさわしい住 宅や地場産材の活用方法など新た な地域ビジネスの創出の取組みを 推進することで、これまでに多く の研究成果を上げてきています。

また10月には平成19年度に着工 した新しい旭川駅舎が開業を迎え ました。

明治31年に鉄道が開通してから 4代目となる新しい駅舎は市の職 員として最後に係った業務の一つ で今後100年間に渡って利用に耐 えられ、多くの市民に愛されるよ う様々な工夫が施されて計画され た建築物で完成までには困難もあ りましたが一番列車を見送った際 には感慨深いものがありました。

就任した年は当事務局が建築士 事務所協会旭川支部の事務局を兼 務していることから支部創立60周 年記念事業に係ることになり記念 事業の準備の会議等で連日遅くま で会員の皆様と作業を行いました がこの先、いつまでもこのような 状況が続くのか不安になったこと が記憶に残っております。

その後、一時期事務局を離れま したが、平成26年9月に旭川で開 催されました第39回全道大会(旭 川大会)を終えた翌年の平成27年 4月から再び事務局にもどり今日 まで業務を行って参りました。

後半の5年間では会員の減少傾 向が続き事業活動や財政運営にお いても難しい時期に来ていること を実感しており、事務局の移転や 事務事業の見直し等で事務経費の 節減が迫られました。

後任の事務局長は昨年当麻町を 定年退職された菅野敏夫さんに事 務引継ぎをすることになっており ます。

全道各支部及び本部の事務局・ 会員の方々には大変お世話になり 厚くお礼申し上げます。

本来であればお伺いしてお礼申 し上げるべきところではありますが 本紙面をもって感謝とお礼に代え させて頂くご無礼をお許し願います。

新しい旭川支部事務局に対しま してもこれまでと同様ご指導ご鞭 撻頂ければ幸いです。

長い間お世話になり有り難うご ざいました。

#### 日高支部 日高支部の近況

# 青年委員 隅谷 耕太朗



令和元年11月11日新ひだか町コ ミュニティーセンターにて「日高 地域住宅セミナー2019 | が開催さ れました。会員を含む約30名が参 加しました。初めに久慈 北海道 日高振興局産業振興部建設指導課 長のあいさつの後、第1部として 「私の設計手法~大切なのは暮ら しのクオリティーみどりのきた住 まいるヴィレッジから」と題し山 之内建築研究所の山之内裕一氏、 アトリエmomoの櫻井百子氏の公 演を拝聴しました。講師2名は「き た住まいるメンバー」である6組 の建築家と工務店がコラボレー ションして、地域に根ざした豊か な暮らし、まちづくりを提案する プロジェクト南幌町「みどりのき た住まいるヴィレッジ」に参加さ れ、お二方の設計のコンセプトや プロセスについてお話していただ きました。

第2部として「建築技術者の社 会貢献~熊本での応急危険度判定 活動」として北海道建築士会本部 被災地応急支援委員会で実際に熊 本の応急危険度判定に参加された 日高支部所属の三嶋委員に熊本で 行われた応急危険度判定につい て、当時の写真などをまじえ講演 していただきました。

第3部として「クロストーク 令和時代の住宅づくり~その手が かりを考える」と題し、山下日高 支部長を聞き手に、山之内氏、櫻 井氏、三嶋氏をパネラーにクロス トークが行われました。

講師の皆さんや、日高振興局の 方、準備など協力していただいた皆 さん本当にありがとうございました。



セミナー様子

令和元年12月15日様似町中央公 民館において「ミニ建築のお仕事 体験in様似」を開催しました。昨 年度から継続して行っている事業 ですが、今年度は様似町こども会 育成連絡協議会が主催する「あそ びの広場しの一部をお借りしての 開催になりました。内容は「パズ ルでおうちをかんがえよう」です。 このお仕事体験は地元建築士のサ ポートのもと敷地が描かれた用紙 に部屋などを選んでシールを切り 貼りしていくものです。来年度も 開催を予定しております。

協力していただいた地元建築士 の皆さんありがとうございました。



サポートをする地元建築士の皆さん

# 実務に役立つ建築法規解説2019 販売のご案内

令和2年1月~2月に開催の第53回建築基準法講習 会で使用しましたテキストを販売いたします。

販売予定数に達した時点で終了となりますので、お 早めにお求めください。



# 実務に役立つ 建築法規解説2019

編集=全道建築行政連絡会議

第53回 建築基準法講習会テキスト ○ A 5 判 ○定価:3,700円

.....

※送付希望の方へは書籍を送料着払で発送しておりますの で、FAXにてお申込ください。なお、請求書は別途郵 送いたします。(申込用紙は北海道建築士会のホームペー ジからダウンロードできます。)

## CPD認定プログラム(4月認定)

プログラム認定は、ありませんでした。

#### お 知らせ

札幌支部 建築士受験者講習会 一級建築士(学科) 6月13日(土)·14日(日)

詳細は札幌支部HPをご覧ください。

https://h-ab.com/sapporo/

# 道士会の動き

# 道本部の主な会議報告(4月)

#### ◆第2回青年委員会

〈開催日〉 4月11日(土)

〈議 題〉1)全道青年委員会連絡会議書面開催

- 2) 今後の活動
- 3) その他

## ◆第1回情報委員会

〈開催日〉 4月11日(土)

〈議 題〉1)「北海道建築士」掲載記事

2) web会議構築

# 道本部の主な行事予定(5月)

被災地応急支援委員会(web会議へ変更予定)

30日(土) 第1回まちづくり委員会

# 関係機関等会議参加予定 (5月)

11日(月) 建築CPD運営会議

日本建築士会連合会正副会長会議 27日(水)

28日(木) 日本建築士会連合会理事会

上記 高野会長出席

# 講習会のご案内 (5月開催)

# 監理技術者講習(自習型)

21日(木) 札幌市·函館市

#### (一社)北海道建築士会会員作品の募集 令和2年

#### 応募対象

平成28年以降に竣工し、検査済証の交付を受けた建物で、その用途、規模等は問いません。 ただし、確認申請を要しない建物は、検査済 対象建物 証は不要です。

本会の正会員(応募建物の設計、及び施工管 ②対 象 者 理者等、責任ある立場で建築に携わった者に 限ります)

1人若しくは1グループで1点とします。 ③応募作品

# 所有者等の了解

予め所有者、管理者等の了解を得てください。

応募締切 令和2年5月15日(金) 必着

#### 応募資料

①申 込 書 所定の申込書を本会HPからダウンロードし て記入してください。

図面(平面図・断面図・配置図等)及び完成 写真(内・外装)等の画像データ3点と上記 ②提出資料 申込書を、CD-ROMに記録して提出してくだ さい。(応募作品は返却しません)

#### 作品掲載

応募作品のすべては、本会ホームページに掲載します。 また、その中から4点程度を選考し「北海道建築士No.277」 に掲載します

※詳細は、北海道建築士会HPをご覧ください。

5月、北海道は花と緑の季節を迎えます。

ところが、今年はコロナウイルスの蔓延で世界中が大変な事態 になっています。個人に出来ることのひとつは外出の自粛。 室内で過ごす時間が増えていませんか。

### 皆さん、この時間にCPD講座で学びましょう。

さあ「建築士」のページを開いてください。

講座で学び、設問への回答で知識と達成感も得られます。 現在は二講座が開講中。時間も場所も自由です。

情報委員会副委員長 早川 陽子(小樽支部)

情報委員会委員長/斎藤 勝哉

副委員長/早川 陽子・森 勝利・前田 繁 員/柏倉 晶憲・村山 賢司 片岡 哲二・境谷 香奈

#### 北海道建築士 No.273号

印刷 令和2年4月/発行 令和2年5月

編集·発行 一般社団法人 北海道建築士会 〒060-0042 札幌市中央区大通西5丁目11番地 大五ビル 電話 (011) 251-6076番

URL http://www.h-ab.com/

株式会社 正文舎 〒003-0802 札幌市白石区菊水 2 条 1 丁目 電話 (011) 8 1 1 - 7 1 5 1 番